

# 提出内容

受付番号	201601050000361692
提出日時	2016年01月05日15時32分

案件番号	620215019
案件名	総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ中間報告「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について(案)」に対する意見募集について
所管府省・部局名等	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課 03-3501-1991
意見・情報受付開始日	2015年12月04日
意見・情報受付締切日	2016年01月05日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>・該当箇所 本中間報告(案)全体</p> <p>・意見内容 (1)焼け太りとも言える本中間報告案のとりまとめ自体に反対である。</p> <p>(2)「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について」という曖昧にぼかしたタイトルで意見募集をすべきでなく、「核燃料サイクル事業維持のための財政保全策と体制について」とでもすべきである。</p> <p>(3)積立金方式から供出金方式へ変更し、現行の積立金制度の対象となっていない核燃料サイクル事業全体まで拡張し、新法人が供出させる金額を決定するという案であるが、供出金の規模が示されていないのは問題である。概算でも示すべきである。</p> <p>(4)本中間報告案は経済原理に反し、持続不可能である。事業者やその株主からの訴訟に耐えられるだけの法的検証の説明もない。</p> <p>・理由 意見(1)について: 本ワーキンググループは、2014年12月の原子力小委員会による「中間整理」を起源として設置されているが、そもそもそれ自体がパブリックコメントにさえ供されていない。「中間整理」は、9割にものぼる脱原発を求めるパブリックコメントを無視してとりまとめ、閣議決定された「エネルギー基本計画」が示す「原子力は重要なベースロード電源」にという位置づけに依拠している。福島第一原発事故が暴露した国の原子力政策の不備、核燃料サイクル事業の破たんを正面に見据えて、国民的議論のもとで従来政策の抜本的見直しを行なうべきだ。そうした見直しを経ないで、核燃料サイクル事業の資金的不安解消を各論としてだけ取り扱う本中間報告案は意味をなさず、とりまとめ自体に反対である。 そして、各論から核燃料サイクル事業の財政基盤を一層強化する案を提示し、固定化を図ろうとするのは、まさに「焼け太り」という批判を免れないものだ。</p> <p>意見(2)について: 意見募集や議論のためには論点を明確にしたタイトル付けは必須だ。曖昧にぼかすことは、正面から堂々と案の是非を問うべき政府機関の姿勢としてふさわしくない。</p> <p>意見(3)について: 意見募集をする財政上の問題に関する案に、供出金の規模、試算さえ示されないのは異常である。巨額の供出金が発生し、経営悪化が伝えられる原子力事業者である現行一般電力事業者にさらに負担が増え、需要者にその負担が転嫁されるというのに、その数字が出てこない中間報告案というのはお粗末である。 新法人設立後にその法人が計算するため決まっていない等と言い訳してはならない。 金額に関して言及されているのは、平成26年度末時点の積立残高は2.4兆円というところだけである。</p> <p>意見(4)について: 資源エネルギー庁は建設から運転終了さらには放射性廃棄物の処分に至る超長期の事業を「原子力事業の特殊性」という捉え方をしているが、それは自由主義経済における「原子力事業の異常性」に他ならない。 事業主体や費用負担は競争市場にさらされている民間事業者という従来の立場を変えず、核燃料サイクル事業への資金供出や負担増の義務をより強制する方向での案は、この負担増に耐えきれなくなり倒産や解散する事業者などの可能性を組み入れていない脆弱な構想である。 国策として押し付けられた核燃料サイクル共同体からの離脱を許さないとする仕組みは、各事業者が原子力事業参入時点で誓約したものではなく、経営権や株主の権利も侵害するもので、法的な問題点も多いのではないか。 いざにせよ、多方面にわたって無理を押し通そうとする核燃料サイクル事業維持のための本案は持続可能と思われない。</p>
------	---